

## 平成19年度税制改正について

### <最終結果>

△ 1. 確定拠出年金に係る拠出限度額の引上げ  
長期検討とする。

△ 2. 中途脱退要件の緩和

- 企業の退職者について、企業型から個人型に移換後、個人型からの脱退を認める。
- 具体的には、企業型確定拠出年金の資格喪失後、2年以上継続して個人型運用指図者であり、個人別管理資産額が25万円以下である等の要件を満たす場合に個人型からの脱退を認める方向で検討中。

△ 3. 資格喪失年齢の引上げ

現行は、60歳までしか拠出が認められていないが、企業が60歳～65歳の資格喪失年齢を定めることができることとし、60歳以上も引き続き雇用される者については、企業拠出を可能とする。

(注)

- △ 法案の内容をみて検討する
- △ 長期検討とする